

2026年6月12日

各位

会社名 株式会社PR TIMES
代表者名 代表取締役社長 山口 拓己
(コード: 3922 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役 コーポレートコミュニケーション部長
三島 映拓
(TEL. 03-5770-7888)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年6月30日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 20,243株
(3) 発行価額	1株につき2,230円
(4) 発行総額	45,141,890円
(5) 割当予定先	当社の取締役 2名 12,555株 当社の執行役員 1名 26株 当社の従業員 37名 2,662株 当社子会社の取締役 1名 5,000株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年5月26日開催の当社第16回定時株主総会において、当社の取締役が、当社株式を保有することで株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入することにつき、ご承認をいただいております。また、2024年5月29日開催の当社第19回定時株主総会において、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額120百万円以内（うち社外取締役24百万円以内）として設定すること、当社の取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は65,000株（うち社外取締役13,000株）を上限とすることにつきご承認をいただいております。さらにその範囲内で従前の譲渡制限付株式に加え、新たな譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入することにつき、2026年5月27日開催の当社第21回定時株主総会においてご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、下表に記載の報酬対象期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役2名、執行役員1名及び従業員37名並びに当社子会社の取締役1名（以下、総称して、「割当対象者」という。）に支給される金銭報酬債権合計45,141,890円を、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式20,243株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社の子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容を

その内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

割当対象者	譲渡制限付株式の種類	報酬対象期間
当社の取締役	譲渡制限付株式Ⅰ	第21回定時株主総会～ 第22回定時株主総会
当社の執行役員	譲渡制限付株式Ⅱ	2026年6月1日～ 2027年5月31日
当社の従業員		
当社子会社の取締役	譲渡制限付株式Ⅴ	子会社の第19回定時株主総会～ 子会社の第20回定時株主総会
当社の取締役	譲渡制限付株式Ⅶ	第21回定時株主総会～ 第22回定時株主総会

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

下表に定める譲渡制限期間（以下、譲渡制限付株式Ⅰの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅰ」、譲渡制限付株式Ⅱの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅱ」、譲渡制限付株式Ⅴ①の譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅴ①」、譲渡制限付株式Ⅴ②の譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅴ②」、譲渡制限付株式Ⅶの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅶ」という。）において、各割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰを「本割当株式Ⅰ」、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅱを「本割当株式Ⅱ」、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅴ①を「本割当株式Ⅴ①」、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅴ②を「本割当株式Ⅴ②」、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅶを「本割当株式Ⅶ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

譲渡制限付株式の種類	譲渡制限期間
譲渡制限付株式Ⅰ	2026年6月30日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日（ただし当該退任または退職の日が2027年5月31日以前の日である場合には、2027年6月1日）までの期間
譲渡制限付株式Ⅱ	2026年6月30日～2029年6月29日
譲渡制限付株式Ⅴ①	2026年6月30日～2029年6月29日
譲渡制限付株式Ⅴ②	2026年6月30日～2031年6月29日
譲渡制限付株式Ⅶ	2026年6月30日～2031年6月29日

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式Ⅰの割当対象者である当社の取締役（以下、「割当対象者Ⅰ」という。）が、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを、当該退任の時点をもって、譲渡制限付株式Ⅱの割当対象者である当社の執行役員及び従業員（以下、「割当対象者Ⅱ」という。）が、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人

のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを、当該退任又は退職の時点をもって、譲渡制限付株式Ⅴ①及び譲渡制限付株式Ⅴ②の割当対象者である当社子会社の取締役（以下、「割当対象者Ⅴ」という。）が、本譲渡制限期間Ⅴ①及び本譲渡制限期間Ⅴ②の開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の開催日の前日までに当社子会社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅴ①及び本割当株式Ⅴ②を、当該退任の時点をもって、譲渡制限付株式Ⅶの割当対象者である当社の取締役（以下、「割当対象者Ⅶ」という。）が、本譲渡制限期間Ⅶの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間（以下、「報酬対象期間Ⅶ」という。）が満了する前に当社の取締役を退任した場合及び報酬対象期間Ⅶ満了後、本譲渡制限期間Ⅶが満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅶを、当該退任又は退職の時点をもって、それぞれ当然に無償で取得するものとしたします。

なお、本割当株式Ⅰのうち、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅰ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、本割当株式Ⅱのうち、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅱ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、本割当株式Ⅴ①のうち、本譲渡制限期間Ⅴ①が満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅴ①」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、本割当株式Ⅴ②のうち、本譲渡制限期間Ⅴ②が満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅴ②」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、また、本割当株式Ⅶのうち、本譲渡制限期間Ⅶが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅶ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、それぞれ期間満了時点Ⅰ、期間満了時点Ⅱ、期間満了時点Ⅴ①、期間満了時点Ⅴ②、又は期間満了時点Ⅶの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅰをもって、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅰが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、2026年6月から割当対象者Ⅰが当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰにつき、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した時点の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱの期間中、継続して、当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅱをもって、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅱが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2026年6月から割当対象者Ⅱが当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式

Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

当社は、割当対象者Ⅴが、本譲渡制限期間Ⅴ①及び本譲渡制限期間Ⅴ②の開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅴ①及び期間満了時点Ⅴ②のそれぞれの時点をもって、当該時点において割当対象者Ⅴが保有する本割当株式Ⅴ①及び本割当株式Ⅴ②の全部につき、それぞれ譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅴが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅴの開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の開催日の前日までに当社子会社の取締役を退任した場合には、2026年6月から割当対象者Ⅴが当社子会社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅴが保有する本割当株式Ⅴ①及び本割当株式Ⅴ②の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅴ①及び本割当株式Ⅴ②につき、当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した時点の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

当社は、割当対象者Ⅶが、本譲渡制限期間Ⅶの期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅶをもって、当該時点において割当対象者Ⅶが保有する本割当株式Ⅶの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅶが、当社取締役会が正当と認める理由により、報酬対象期間Ⅶが満了する前に当社の取締役を退任した場合には、2026年6月から割当対象者Ⅶが当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅶが保有する本割当株式Ⅶの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅶにつき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。また、割当対象者Ⅶが、当社取締役会が正当と認める理由により、報酬対象期間Ⅶ満了後、本譲渡制限期間Ⅶが満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、本割当株式Ⅶの全部につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者Ⅰ、割当対象者Ⅱ、割当対象者Ⅴ及び割当対象者Ⅶは、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ、本割当株式Ⅱ、本割当株式Ⅴ①、本割当株式Ⅴ②及び本割当株式Ⅶについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ、本割当株式Ⅱ、本割当株式Ⅴ①、本割当株式Ⅴ②及び本割当株式Ⅶを当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ又は本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点Ⅰ又は期間満了時点Ⅱより前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時Ⅰ・Ⅱ」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者Ⅰ又は割当対象者Ⅱが当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2026年6月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者Ⅰ又は割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅰ又は本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株

未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これらに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時Ⅰ・Ⅱには、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱの全部をそれぞれ当然に無償で取得するものいたします。

当社は、本譲渡制限期間Ⅴ①又は本譲渡制限期間Ⅴ②中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点Ⅴ①又は期間満了時点Ⅴ②より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時Ⅴ①・Ⅴ②」という。)であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者Ⅴが当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2026年6月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数に、当該承認の日において割当対象者Ⅴが保有する本割当株式Ⅴ①又は本割当株式Ⅴ②の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式Ⅴ①又は本割当株式Ⅴ②につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これらに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時Ⅴ①・Ⅴ②には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅴ①及び本割当株式Ⅴ②の全部をそれぞれ当然に無償で取得するものいたします。

当社は、報酬対象期間Ⅵ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が報酬対象期間Ⅵが満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時Ⅵ①」という。)であって、かつ当該組織再編等に伴い割当対象者Ⅵが当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、2026年6月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数に、当該承認の日において割当対象者Ⅵが保有する本割当株式Ⅵの数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式Ⅵにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時Ⅵ①には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅵの全部を当然に無償で取得するものいたします。

当社は、報酬対象期間Ⅵ満了後、本譲渡制限期間Ⅵ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が報酬対象期間Ⅵ満了後、本譲渡制限期間Ⅵが満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時Ⅵ②」という。)であって、かつ当該組織再編等に伴い割当対象者Ⅵが当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、本割当株式Ⅵの全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時Ⅵ②には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅵを当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月11日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,230円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上